

長野県建築住宅センターからのお知らせ

参加
無料

令和7年4月1日以降の着工から、 全ての建築物における省エネ基準への適合義務化が始まります

改正建築基準法・建築物省エネ法の申請手続きに関する講習会のご案内

開催日 令和7年1月中旬～令和7年2月中旬 13:30～16:30

会場 長野県下4会場（長野・松本・上田・伊那）

- ▶各会場定員制で先着順となります
- ▶事前申し込みが必要です（裏面をご確認ください）

講師 長野県建築住宅センター職員

後援 長野県



講習会内容

審査・検査のポイント

改正法に関し「確認申請・審査マニュアル」（国交省編集）及び「長野県版マニュアル」を参考に、確認申請等の審査・検査ポイントについてご説明いたします。

各種申請の円滑な手続き

確認申請及び省エネ適判申請（仕様基準含む）の円滑な手続きについて説明いたします。
（提出・添付書類、省エネ適判の省略、計画（軽微）変更 等）

改正法に伴う 各種申請手数料について

改正法に伴い、R7年4月から省エネ適判及びその他加算額の申請手数料を改定（予定）いたします。
申請手数料の改定について、ご説明させていただきます。

木造一戸建て住宅を建築する際に変わる見直しポイント

- 1 都市計画区域外でも、確認申請が必要となります
- 2 確認申請の際に、構造関係規定等の図書の提出が必要となります
- 3 壁量計算や柱の小径等に関する基準が改正されます
- 4 完了検査の際に、構造関係規定等に関して検査の対象になります

お問い合わせ

一般財団法人長野県建築住宅センター 総務部 TEL: 026-219-2310

改正法に伴う申請手続きに関する講習会一覧

開催日	開催場所	時間	定員
1 月 15 日（水）	長野合同庁舎 会議室 501	各会場 受付 13：00 ～ 講習会 13：30 ～ 16：30	定員に達したため 受付終了しました
1 月 29 日（水）	松本合同庁舎 講 堂		定員に達したため 受付終了しました
2 月 5 日（水）	上田合同庁舎 講 堂		定員に達したため 受付終了しました
2 月 19 日（水）	伊那合同庁舎 講 堂		100 名

【各会場案内図】 以下の QR コードで会場をご確認ください。（グーグルマップヘルリンク）



長野会場



松本会場



上田会場



伊那会場

お申込み

【お申込みについて】

- ・お申し込みは、当センターホームページのお知らせ欄に掲載の申込フォーム（右記の QR コードからも可能です）、又は以下の申込書を FAX にてお申込みください。
- ・各会場定員になり次第、申込締めきりとなります。



申込フォーム

注意事項

【ご来場について】

- ・各会場は駐車場に限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

【講習用テキスト等について】

- ・当日、参加者へ配布いたします。

FAX 用申込書

▶FAX 送信先：026-219-2315（長野県建築住宅センター 総務部）

※ご希望の講習会会場を 1 つ選択してください。（複数会場にお申し込みされる場合は、希望会場ごとに分けてお申込みください）

希望会場※	☒ 長野会場 ☒ 松本会場 ☒ 上田会場 ☒ 伊那会場				
会 社 名			住 所		
担当者名		参加人数		電話番号	
講習会で確認したい事項 （複数回答可）	☐ 確認申請手続き全般（添付書類等） ☐ 木造の構造計算方法 ☐ 省エネ適判方法 ☐ 住宅性能評価（長期含む）等との関係 ☐ 完了検査の添付書類等				

■アンケートにご協力ください

Q1. 2025 年 4 月以降の確認申請（一戸建て専用住宅の場合）について、省エネ審査をどのルートで設計すると考えてますか。貴社の方針が決まっておりましたらお答えください。	☐省エネ適判 ☐仕様規定 ☐住宅性能評価 ☐長期使用構造 ☐その他
Q2. 上記で省エネ適判、性能評価・長期と回答された方は、次についてもお答えください。評価機関はどちらと考えておりますか。	☐当センター ☐その他機関